

◎新潟県告示第946号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和6年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
放課後等デイサービス	指定障がい児通所支援事業所 Cサポ・キッズ	長岡市大島本町3丁目1-40 第8タカスハウス	合同会社Cサポート	令和6年 3月31日
児童発達支援	きららにじぐみキッズ	燕市吉田6141-1	社会福祉法人吉田福祉会	令和6年 3月31日
放課後等デイサービス				
放課後等デイサービス	あっとほーむ見附	見附市今町4丁目1222番地1	株式会社SnugLife	令和6年 3月31日